

第2章

環境の状況と対策

I 温室効果ガス* 排出実質ゼロとする脱炭素社会*、持続的な資源利用を可能とする循環型社会* づくり

第1節 気候変動対策の推進

目標と進捗状況

指標	目標設定時	直近値	最終目標値
温室効果ガスの排出量削減率 (平成25年度比)	12% ^{*2} (H30年度)	17.2% (R3年度)	24%以上 (R8年度)
新車(乗用車)販売台数における 電動車の割合	39.9% (R元年)	58.1% (R5年)	56.0% (R8年)

*2 策定時に判明していた暫定値であり、確定値は11.2。ただし、各種統計データの年報値の修正、算定方法の見直し等により、再計算される場合がある。

主な実施施策

1 埼玉県地球温暖化対策実行計画(第2期)

「2050年カーボンニュートラル宣言」を令和5年3月に行い、国の「地球温暖化対策計画」等を踏まえて策定した「埼玉県地球温暖

化対策実行計画（第2期）」（令和5年3月改正）に基づき、総合的に地球温暖化対策を推進しています。本計画では、令和12年度における県内の温室効果ガス排出量を平成25年度比で46%削減する目標を掲げており、令和3年度に県内から排出された温室効果ガスは、3,882万トン-CO₂で、基準年度（平成25年度）と比べて17.2%減少しました。

2 再生可能エネルギー*の普及拡大

◆ 太陽光やバイオマス*、地中熱などの再生可能エネルギーの普及拡大

(1) 家庭への再エネ活用設備の導入支援等

太陽光により発電した電力の自家消費を促進するため、太陽光発電設備、蓄電池、V2H充放電システムを導入する家庭を対象に、令和5年度は、2,743件、3億8,423万円の補助金を交付しました。また、再エネ活用設備等の積極的な普及及び安心・安全な施工等に取り組む事業者を県が認定し広く県民に周知する制度を設け、217事業所を認定しました。

さらに、太陽光パネルメーカー8社と協定を締結し、安心・安全な施工や県民への丁寧な対応を図るなど、官民連携により住宅用太陽光発電設備の普及に取り組むとともに、住宅用太陽光発電設備の導入から廃棄までの安心・安全な利用を促進するため、電気工事工業組合と連携し、太陽光発電の導入やメンテナンスに関する県民からの相談に対応しました。

(2) バイオマスエネルギーの導入促進

「埼玉県農山村バイオマス利活用推進計画（平成30年2月改訂）」に基づき、家畜排せつ物、事業系食品残さ、農業集落排水汚泥、製材工場等残材、稲わら・麦わら・もみがらなど農山村に広く賦存するバイオマス資源について、再生可能エネルギーも含めた利活用促進を図っています。

元荒川水循環センターと中川水循環センターでは、下水汚泥*を消化槽で微生物に分解させる際に発生するバイオガスによる発電事業を実施しています。

◆ 再生可能エネルギー施設の適切な設置・管理

太陽光発電施設に関する条例等制定に向けた助言、講習会の実施、不適正な施設等に関する相談への対応など、市町村への支援を通じて、法令等を遵守し、地元の理解を得た上で、適正な太陽光発電施設の設置が図られるよう取り組んでいます。また、一定規模以上の太陽光発電施設を対象とした実態調査を行うとともに、事故や法令等の違反があった場合には、事業者に対する適切な措置を経済産業省に要請しています。

◆ 非化石証書*の活用による再生可能エネルギーの地産地消*の推進

県内で生み出された再生可能エネルギーの環境価値を県内事業者へ供給するため、非化石証書を活用した「彩の国ふるさとでんき（埼玉県産CO₂オフセット電力メニュー）*」等により再生可能エネルギーの地産地消を推進しています。

◆ 災害時に活用可能な太陽光発電設備等の導入支援

エネルギーの効率的な利活用や地域のエネルギーレジリエンス*の強化を図るため、太陽光発電設備及び蓄電池を導入する事業者を対象に、令和5年度は、6件、2,827万円の補助金を交付しました。

3 エネルギーの効率的な利用の推進

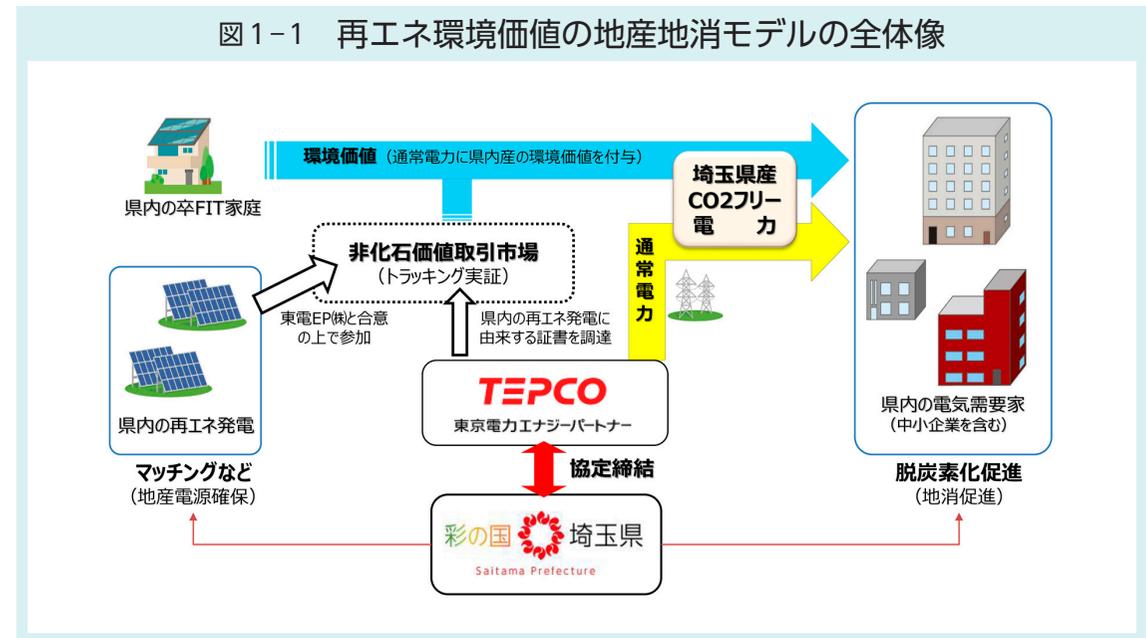
◆ コージェネレーションシステム*や燃料電池*の導入の促進

エネルギーの効率的な利活用や地域のエネルギーレジリエンスの強化を図るため、コージェネレーションシステムを導入する事業者を支援しています。

◆ IoT技術を活用した分散型エネルギー*の効率的な利用の推進

- ・ 災害時に活用可能な太陽光発電設備等の導入支援（再掲p.19）

図1-1 再エネ環境価値の地産地消モデルの全体像



4 産業・業務部門における温室効果ガス排出削減対策の推進

◆「地球温暖化対策計画制度」の円滑な運用

産業・業務部門の事業活動に伴う温室効果ガスの着実な削減を進めるため、本県では平成22年度から地球温暖化対策計画制度を導入しています。本制度は、エネルギーの使用量が一定以上の事業者が、温室効果ガスの排出量を削減するための計画を作成し、実施状況を県に報告いただくとともに、県がその状況を公表することで、事業者の自主的かつ計画的な対策の実施を推進するものです。令和5年度は、796事業者が地球温暖化対策計画を作成し、温室効果ガスの削減に取り組みました。

◆「目標設定型排出量取引制度*」の推進

本県では目標設定型排出量取引制度を導入し、産業・業務部門のCO₂の排出削減を推進しています。対象事業所ごとの基準排出量に対して、第1削減計画期間（平成23～26年度）では業務ビル等で8%、工場等で6%、第2削減計画期間（平成27～令和元年度）では業務ビル等で15%、工場等で13%の目標削減率を設定し、CO₂の削減を推進しました。

第3削減計画期間（令和2～6年度）では、業務ビル等は22%、工場等は20%に目標削減率を引き上げ、更なるCO₂の削減を推進しています。令和4年度においては、対象事業所全体で40%のCO₂が削減されました。

また、地球温暖化対策の推進の程度が特に優れた4事業所を優良大規模事業所として認定しています。

併せて、令和2年度からは、中小企業が設置する事業所が実施した削減対策を「見える化」し、優良な事例については表彰するなど他事業者への周知を図ることで、中小企業のCO₂排出削減を推進しています。

◆事業活動における省エネルギー対策など脱炭素化に向けた取組の促進

空調・ボイラー等の設備の高効率化やIoT等を活用した省エネ設備、蓄電池と組み合わせた太陽光発電設備の導入、窓等の断熱・遮熱対策等に取り組む中小企業に対し、令和5年度は、国の交付金を活用し、878件、22億9,492万円の補助を行うとともに、低金利融資制度を行う金融機関に対し利子補給を行いました。

また、専門事業者及び省エネナビゲーターによる省エネ診断を、48事業所で行いました。

表1-1 令和4年度の大規模事業所のCO₂排出量の状況

	事業所数	4年度排出量 (万トン-CO ₂)	基準排出量に 対する削減率	基準排出量 (万トン-CO ₂)
第1区分 (業務ビル等)	171	106	40%	175
第2区分 (工場等)	400	527	40%	882
合計	571	633	40%	1,057

※基準排出量とは、過去の排出実績等を基に事業所ごとに設定された排出削減の基準となる値です。原則として、平成14～19年度のうち連続する3年間の排出実績の平均値から算出しています。

◆「建築物環境配慮制度*」の運用などによる低炭素建築物の普及拡大

埼玉県地球温暖化対策推進条例に基づく「建築物環境配慮制度」により、建築物の省エネルギー化等の総合的な環境配慮の取組を促しています。その中で「特定建築物環境配慮計画」の提出を義務付けており、令和5年度は210件提出されました。

さらに、分譲マンションを対象とした「環境性能表示制度*」により、販売広告への環境性能表示と県への届出を求めており、令和5年度は16件届出がありました。

5 家庭部門におけるライフスタイルの転換

◆住宅の省エネルギー対策の実施

埼玉県地球温暖化対策推進条例に基づく「家電製品省エネ情報提供制度*」の運用による販売店における家電製品への省エネラベルの表示等により、購入者は価格や機能だけでなく、省エネ性能の観点から製品を選択できるようになります。これにより、省エネ家電製品の普及拡大を図り、家庭から排出されるCO₂の抑制を推進しています。また、住宅用省エネ設備である家庭用燃料電池*（エネファーム）を導入する家庭を対象に、令和5年度は533件、5,330万円の補助金を交付しました。

加えて、環境に配慮した住宅の普及を支援するとともに、低炭素建築物認定制度*により省エネルギー性能の高い住宅の普及を促進しており、令和5年度は30件認定しました。

◆脱炭素社会の実現に向けたライフスタイルへの転換

冷暖房の使用によりエネルギー使用量が増える夏と冬に「エコライフキャンペーン*」を行い、県民、事業者に幅広く省エネへの取組を呼びかけました。

その一環として、簡単なチェックシートを活用して

図1-2 エコライフDAY&WEEK



省エネ生活に取り組む「エコライフDAY&WEEK*埼玉」を実施しました。令和5年度に特設サイトを開設し、スマートフォン等からでも簡単に取り組めるようにし、令和5年度の夏は約4.6万人、冬は約5.7万人、年間延べ約10.3万人に参加していただきました。

◆ 脱炭素社会の実現に向けた環境学習の推進

子供の頃から地球温暖化への理解を深め、率先して省エネ行動を実行できるように、県が作成した漫画で学べる副読本を主に小学校高学年を対象とした授業等で活用していただきました。

地域における地球温暖化対策の普及啓発活動の中核である地球温暖化防止活動推進員*に対し、能力向上に資する研修を実施しました。各推進員は、地元市町村の環境関係のイベントなどで活動を続けており、令和5年度の延べ活動数は5,074回となりました。



写真1-1 地球温暖化防止活動推進員研修

図1-3 漫画で学ぶ地球温暖化副読本



6 運輸部門における環境配慮の推進

◆ EV*・PHV* など電動車の普及促進

EVやPHVなどの電動車の普及を促進するため、県民向けに電動車の魅力発信等の普及啓発活動を行いました。

また、自動車から排出されるCO₂の削減を図るとともに災害時のレジリエンス機能を強化するため、外部給電機能を有するEV及びPHVを導入する個人及び事業者を対象に、令和5年度は3,935台、11億5,253万9千円の補助金を交付しました。

◆ 運輸・物流の低炭素化の推進

(1) 事業者の取組促進

30台以上の自動車（軽・二輪を除く）を使用する事業者に対しCO₂の排出量や低燃費車の導入等について、目標設定と実績の報告を求めました。また、大規模荷主や大規模集客施設、自家用自動車通勤者が多い事業所に対し、事業活動に伴い自動車から排出されるCO₂の削減に向けた実施方針の提出を求めました。

(2) コンテナラウンドユースの取組の支援

海上コンテナのラウンドユースに関する事業者間の情報共有のため、令和5年度は埼玉県コンテナラウンドユース推進協議会の構成員によるWeb情報共有会を開催しました。

◆ 自家用車から公共交通への利用転換や自転車活用の推進

自家用車の利用と比べて鉄道やバスなどの公共交通機関は、一人あたりのCO₂排出量が少なく、効率的な交通手段です。令和5年度はバスの走行環境改善に関する会議を2回開催し、公共交通機関への利用転換を促進しました。

また、自転車活用の推進として、安全安心に走行できる自転車通行空間の整備を推進しています。

◆ バイパス整備、交差点改良などによる交通渋滞の緩和

バイパス整備や交差点・踏切の改良、立体化などを進め、交通渋滞の解消を図ることで、自動車交通による環境負荷を軽減しています。

7 CO₂以外の温室効果ガス対策と吸収源対策の推進

◆ フロン類* の適正管理の指導・啓発

フロン類はエアコンなどに封入されており、これを大気中へ漏えいさせないことが重要です。

業務用冷蔵庫や業務用エアコンの管理者などを対象に、使用時の漏えいの防止のための調査、技術的助言及び指導を行いました。また、第一種フロン類充填回収業者に対し、回収したフロン類を適正に破壊・再生業者に引き渡すよう指導を行いました。

◆ フロン類のモニタリング調査

冷媒として使われているフロン類は、地球温暖化やオゾン層* 破壊の原因となります。県内の大気環境中の濃度を調査し、長期的な傾向の把握及び対策の評価を実施しました。

◆ CO₂の吸収・貯蔵機能の向上を図る森林の整備

CO₂を吸収し、炭素を貯蔵する森林の機能を持続的に発揮させるため、間伐や伐採後の再生林などの森林整備を支援しました。

◆ CO₂吸収源につながる身近な緑の保全・創出

国や市町村と協力して特別緑地保全地区* や近郊緑地保全区域の指定などにより身近な緑を保全しています。また、園庭・校庭の芝生化なども進めています。

8 県の率先実行

◆ 県有施設における脱炭素化の推進

県庁自身の率先行動として「第3期埼玉県地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、県の事務事業に伴って排出される温室効果ガスの削減に全庁で取り組んでいます。本計画では、令和12年度における県の事務事業から排出される温室効果ガス排出量を平成25年度比で46%以上削減し、さらに50%の高みに向けて挑戦する目標を掲げています。令和4年度に県の事務事業に伴って排出された温室効果ガスは、約47万トン-CO₂で、基準年度（平成25年度）と比べて18.6%減少しました。

① 全員参加のPDCAサイクルによる省エネ活動

埼玉県地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の進捗管理を行うカーボン・マネジメントシステムの運用により、県の事務事業に伴って排出される温室効果ガスの削減に全庁で取り組んでいます。

②県有施設のエコオフィス化の推進

設備の老朽化等に伴う県有施設の更新に合わせて、高効率空調設備やLED照明器具等の導入を進めています。令和5年度は、浦和合同庁舎他9施設において省エネルギー性能の高い設備を導入しました。

③県有施設への再生可能エネルギーの率先導入

県有施設の新築・改築、大規模改修に当たっては、施設の特長や立地状況等に応じ、費用対効果を考慮した上で太陽光発電設備の導入を図ることとしています。また、平成24年度から再生可能エネルギーの固定価格買取制度*を活用した太陽光発電事業に取り組み、令和6年3月末現在、25施設で発電しています。

◆ 上下水道事業における環境配慮の推進

(1) 上水道及び工業用水道における省エネの推進

省エネルギー機器導入や設備の効率的な運転によるCO₂削減を進めています。

令和5年度はフロキュレータ設備*の更新に際し、省エネルギー機器を導入しました。

(2) 下水処理施設における環境配慮の推進

水循環センターでは高温焼却の実施や、省エネルギー型機器の利用、不明水対策の推進など、環境に配慮した対策を実施しています。

中川水循環センターと元荒川水循環センターでは消化タンクにより、下水汚泥の処理工程で発生するバイオガスや熱エネルギーを焼却燃料や発電に利用しています。

◆ 電動車の率先導入

大気環境の改善や地球温暖化の防止のため、「埼玉県公用車グリーン導入指針」に基づき、有害物質や温室効果ガスの排出が少ない電動車を公用車として率先して調達しています。

9 気候変動への適応策*の推進

◆ 気候変動の影響の評価、情報収集と情報提供

埼玉県内の気象データなど気候変動に係る情報を収集・分析し、情報提供を行う機関として、全国で最も早く、平成30年に埼玉県環境科学国際センターに地域気候変動適応センター（埼玉県気候変動適応センター）を設置しています。

